

平成29年第25回公安委員会会議概要

開催日 平成29年9月28日(木)

開催場所 熊本県警察本部内公安委員会室

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞15件、意見の聴取23件についての説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

各部からの報告

1 熊本県公安委員会事務専決件数報告について

【報告の要旨】

警務部から、平成29年8月中の熊本県公安委員会事務専決件数についての報告が行われた。

2 「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」への県警の取組結果について

【報告の要旨】

平成29年7月から同年8月までの2か月間、「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」に連動して、

- インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
 - ・ 警察本部長、県教育長及び熊本市教育長連名による「ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた共同メッセージ」の発信
 - ・ 「ネット社会における児童生徒の健全育成活動の推進」をテーマにした公安委員会と教育委員会との意見交換会の開催
 - ・ 「熊本スマホ安全利用」第1回街頭キャンペーンの実施 等
- 家出少年、不良行為少年等の発見・保護活動の強化
- 福祉犯被害の未然防止と検挙活動の強化
- 少年相談の充実強化

の4点を推進項目として、少年の非行・被害防止に取り組んだ。

取組期間中の少年の行方不明届の受理状況は、総数が44人(うち女子29人)で、その理由は、家庭関係17人(同12人)が最も多く、次いで遊び癖11人(同7人)、異性関係5人(同5人)、その他11人(同5人)であった。

不良行為少年の補導状況は、総数が212人(同39人)で、その内訳は、深夜はいかい108人(同22人)が最も多く、次いで喫煙75人(同8人)、飲酒17人(同2人)、家出4人(同4人)、不健全性的行為3人(同2人)、その他5人(同1人)であった。

福祉犯の検挙状況は、検挙件数が29件、検挙人員が19人で、被害少年は10人であった。主な検挙事例に女子高校生被害に係る児童買春・児童ポルノ製造事件(8月・熊本東警察署)がある。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「不良行為少年の深夜はいかいや喫煙が半減しているのはなぜか」旨の発言があり、警察から、「少年の絶対数が減っていることもあり、ここ10年補導人員の総数が右肩下がりで減少している。昔は、ゲームセンターに深夜い集するなど屋外での非行が多かったが、現在は、携帯電話やゲーム等の普及により家から外出しない少年が増加している。また、喫煙については、禁煙の影響もあり件数が減少しているが、自宅で喫煙している場合は把握が困難である」旨の説明があった。

委員から、「インターネット利用に関して各種取組を行っているが、即効性があった具体的な事例はあるのか」旨の発言があり、警察から、「現時点では、即効性があった事例の報告はない。しかしながら今後、教育委員会との連携、サイバー補導、広報活動等を地道に行うことで、少しずつ効果が出てくるものと期待している」旨の説明があった。

3 熊本市東区下江津1丁目における夫婦間殺人事件の発生・検挙について

【報告の要旨】

平成29年9月18日(月)、熊本市東区下江津1丁目において発生した殺人事件につき、同日、被疑者A(建設作業員、48歳)を殺人罪で通常逮捕した。

4 平成29年度ひのくにピカピカ運動の実施について

【報告の要旨】

平成29年10月15日(日)から平成30年1月31日(水)までの間、熊本県交通安全推進連盟主唱のもと、県民に「反射材の活用」と「前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行」の実践を促し、特に日没が早まる秋季から冬季の「夕暮れ時から夜間」にかけての交通事故防止を図ることを目的に平成29年度ひのくにピカピカ運動が実施される。

運動の重点は

- 反射材の活用
- 前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行

の2点である。

期間中の実施事項は、

- 反射材用品の活用の促進
- 車両の前照灯の早め点灯と上向き点灯指導の徹底
- 積極的な情報発信

であり、留意事項として、

- 交通事故発生実態に応じた活動等の推進
- 部内における周知徹底
- 警察車両の点検整備
- 関係機関・団体等との連携強化
- 殉職・受傷事故防止

を徹底する。

また、平成29年11月2日(木)を県下一斉キャンペーンの日として、午後5時をもって前照灯を一斉に点灯することとし、「前照灯の早め点灯」について

県民に周知徹底を図るキャンペーン等の街頭活動を行うなど広報啓発に努める。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「前照灯の上向き点灯は交通事故防止に効果があるが、多くの人が通常は下向き点灯と誤解している。このため、通常は上向き点灯であることを広報、マスコミ等を活用して一層の周知をお願いする」旨の発言があり、警察から、「前照灯の有効視界は、下向き40m、上向き100mであり、上向きの方が2.5倍先まで視認できることとなる。交通事故防止に有効なのは上向き点灯であるので引き続き周知していきたい」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 熊本北合志警察署における運転免許証等の申請又は届出の場所の決裁

運転免許課長から、熊本北合志警察署における運転免許証等の申請又は届出の場所の説明があり、決裁が行われた。

2 特定秘密の指定及び保護措置並びに適正評価の実施状況の決裁

警備第一課次席から、特定秘密の指定及び保護措置並びに適正評価の実施状況の説明があり、決裁が行われた。

3 熊本県公安委員会が行う「特例施設占有者の指定」に係る審査基準改正の決裁

会計課長から、熊本県公安委員会が行う「特例施設占有者の指定」に係る審査基準改正の説明があり、決裁が行われた。

4 交通規制の意思決定の決裁

交通規制課長から、交通規制の意思決定の説明があり、決裁が行われた。

5 熊本北警察署の熊本中央警察署への改称及び熊本北合志警察署の新設に伴う少年指導委員の委嘱の決裁

少年課次席から、熊本北警察署の熊本中央警察署への改称及び熊本北合志警察署の新設に伴う少年指導委員の委嘱についての説明があり、決裁が行われた。

6 苦情（H29No.11）回答の決裁

公安委員会事務室から、苦情（H29No.11）回答についての説明があり、決裁が行われた。

7 平成29年第24回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から、平成29年第24回公安委員会会議録の説明があり、決裁が行われた。

8 自己情報開示請求の決定通知書の決裁

公安委員会事務室から、自己情報開示請求の決定通知書の説明があり、決裁が行われた。

9 行政文書開示請求に係る決定通知書の決裁

公安委員会事務室から、行政文書開示請求に係る決定通知書の説明があり、決裁が行われた。

第4 事務連絡

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。